

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公開番号】特開2018-27138(P2018-27138A)

【公開日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-007

【出願番号】特願2016-159189(P2016-159189)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/42 (2006.01)

A 6 1 F 13/514 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/42 B

A 6 1 F 13/514 4 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記第1方向において間隔を空けて配置された複数列をさらに有し、

各列において、前記装飾部が前記第2方向に複数並んで配置されており、

前記第1方向において隣接する前記列どうしにおいて、前記複数の装飾部の個数が互いに異なる請求項1～6のいずれかに記載の着用物品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

図6(b)は、表1のL<sub>0,1</sub>を横軸、E<sub>0,1</sub>を縦軸としたグラフである。図6(b)を参照すると、基準となるインジケータ41の色が定まっていない場合には、図6(a)の横軸を明度L<sub>1</sub>から明度差L<sub>0,1</sub>に置き換えることで、マスキングとして機能する離間する部位65の色を表すことができる。明度差L<sub>0,1</sub>が小さい場合には、色差E<sub>0,1</sub>が大きくてもマスキングが可能であり、また、明度差L<sub>0,1</sub>が大きい場合には、色差E<sub>0,1</sub>が小さければマスキングとしての役割を果たすことができる。したがって、マスキングとして機能する離間する部位65の色の領域は、境界ラインK2を用いて、以下のように表すことができる。

E<sub>0,1</sub> 0.0393 L<sub>0,1</sub><sup>2</sup> - 1.0013 L<sub>0,1</sub> + 23.284 (=K2)